平成２５年（フ）第１５３６号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―1022
破産者　近藤　健一
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５７号
千葉県千葉市中央区港町23―３　ヴィルポート21―303
破産者　川津　　彰
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６１８号
東京都杉並区天沼２丁目９―17―105
破産者　岡田　文雄
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２号
相模原市南区相模台５丁目３番16号
破産者　有限会社キープ・ザ・スロープ
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７号
相模原市緑区田名2581番地19
破産者　株式会社マイクロテック
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７９号
兵庫県神崎郡福崎町馬田103番地１
破産者　株式会社龍巳
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９９０号
福岡市中央区大名１丁目15番７号
破産者　アライブスタッフ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１号
大分市南津留10番４号
破産者　株式会社佐藤家具店
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０１号
岐阜市折立840番地１
破産者　有限会社北斗ワーク
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５０２号
岐阜市折立840番地１　ユニテ井上604号室
破産者　丹羽　功二
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
山口県周南市大字栗屋字奈切50番地12
破産者　株式会社シンシア
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２０号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1956番地の８
破産者　甲斐　　哲
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1956番地の８
破産者　甲斐　明子
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４６１４号
東京都江戸川区谷河内２丁目４―12　ネット第78ビル402
破産者　田中　正之
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７５号
東京都足立区皿沼２丁目１―13
破産者　磯部三枝子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７６８号
東京都墨田区千歳１丁目１番６―901号
破産者　有限会社本多総建
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７６９号
東京都江戸川区東小岩６丁目28―５―202、開始決定時の住所千葉県市川市稲荷木３丁目15―12
破産者　本多　勇一
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７７０号
東京都江戸川区東小岩６丁目28―５―202、開始決定時の住所千葉県市川市稲荷木３丁目15―12
破産者　本多由紀子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０５２号
埼玉県狭山市大字水野600―１―102、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字北入曽61番地３
破産者　林　　光弥
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０５３号
埼玉県狭山市大字水野600―１―102、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字北入曽61番地３
破産者　林　　峯子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部